

平成28年3月に、「食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（3期計画）」を策定しました。当計画では、様々な媒体を通して、食品安全情報を発信していくこととしています。随時、皆様に食の安全・安心についての情報をお届けいたしますので、御活用ください。また、紙面やホームページに一部または全部を転用可能ですが、御掲載いただく場合、恐れ入りますが、掲載紙面等について栃木県保健福祉部生活衛生課まで送付くださるようお願いいたします。

◇—— 目 次 ——◇

1. とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（3期計画）について
2. 11月1日から3月31日は「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」

1. とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（3期計画）について

平成28年3月に、「食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（3期計画）」を策定しました。この計画は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例に基づき策定したもので、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間です。

3期計画では、食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据えながら、食を取り巻く状況の変化と課題を踏まえ、より一層生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指しています。

詳しくは、以下の栃木県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/anzen/keikaku/keikaku3.html>



2. 11月1日から3月31日は「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」

ノロウイルス食中毒は、冬季に多く発生し、一度発生すると大規模化する傾向があります。

ノロウイルスには、カキ等の2枚貝を食べた人が感染することもあります。感染している人から別の人へうつる（感染症）ことや、ノロウイルスで汚染された食品を食べて感染する（食中毒）ことがあります。免疫力が十分でない小児や高齢者等では、症状が重篤化する場合があります。

このため、県では、ノロウイルス食中毒の発生が増加する11月1日から3月31日までの期間を「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」と定め、一般県民や、食品関係事業者等に対し、ノロウイルス食中毒防止についての啓発活動に取り組むこととしています。

この推進期間中、県ではノロウイルス食中毒発生の危険性が高まったと判断された時期に、「ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信します。

ノロウイルス食中毒は、適切な手洗いと、食品の十分な加熱調理で予防しましょう。



詳しくは、以下の栃木県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/chuudoku/norovirus.html>

発行：栃木県保健福祉部生活衛生課 食品安全推進班 亀山

〒320-0851 宇都宮市埜田 1-1-20

TEL：028-623-3114、FAX：028-623-3116

e-mail: eisei@pref.tochigi.lg.jp

とちぎ食の安全・安心インフォメーション：

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/anzen/info.html>